

「我々紅麴業界に何が起こったか」

④ 衆参両院議長ほか国会議員 5 名に陳情書を送付

— プベルル酸・企業名公表、いずれも文書なし 戦後最悪の行政不祥事の可能性 —

【結論】

健康被害者多数・死者まで出た重大事件にもかかわらず、「プベルル酸を原因物質とした根拠文書」および「企業名公表の根拠文書」がいずれも行政記録として確認できないことが、情報公開請求により判明した。本件は、薬害エイズ・薬害肝炎・森友加計学園問題と並ぶ、あるいはそれらを上回る行政不祥事である可能性がある。当社はこの事実を立法府に届けるため、令和 8 年 4 月 28 日付で衆参両院議長ほか国会議員 5 名に陳情書を送付した。

1 確認された 2 つの「文書なし」

情報公開請求により、以下の 2 点が公式に確認された。

(1) プベルル酸を原因物質とした根拠文書 — 5 機関すべてで不存在

	機関	文書番号	照会内容	回答
①	厚生労働省	厚労省発健生 0919 第 2 号 厚労省発健生 0805 第 2 号	プベルル酸を原因物質と同定・判断した根拠文書、毒性評価資料	不存在
②	国立医薬品食品衛生研究所	衛研発第 0926001 号 衛研発第 0306002 号	プベルル酸の同定根拠に関する文書、行政判断の意思決定に関する文書	不存在
③	大阪市保健所	大保第 8033 号	「プベルル酸」という用語を使用するに至った意思決定過程の文書	不存在
④	農林水産省	8 消安第 236 号	「プベルル酸」という用語を前提として情報発信を行うに至った意思決定過程の文書	不存在
⑤	消費者庁	消食基第 187 号 消食表第 319 号 消安全第 184 号	「プベルル酸」という用語を用いて情報発信を行うに至った意思決定過程の文書	不存在

一次資料 PDF : <https://kunsei.com/archives/765>

(2) 企業名公表の根拠文書 — 不存在

225 社の企業名を公表するに至った行政の意思決定過程の記録についても、情報公開請求の結果、当該文書が存在しないことが確認された。

2 戦後主要行政不祥事との比較

今回の事案を戦後の主要な行政不祥事と比較すると、以下の特徴が際立つ。

事件	健康被害	死者	行政文書	独立検証	企業への責任転嫁
薬害エイズ	あり	あり	改ざん・隠蔽	なし	あり
薬害肝炎	あり	あり	隠蔽	なし	あり
森友・加計	なし	なし	改ざん	△	なし
小林製薬紅麹事件	あり	あり	不存在（作成せず）	なし	あり

森友・加計問題では「行政文書の改ざん」が問題となった。今回は「行政文書が最初から存在しない」。記録を改ざんするより、記録を作らない方が悪質である。

3 国会議員への陳情書送付

上記の事実を立法府に届けるため、令和 8 年 4 月 28 日付で以下の 5 名に陳情書を送付した。

	宛先	立場	送付方法
①	衆議院議長 森英介殿	立法府トップ	簡易書留（本日発送）
②	参議院議長 関口昌一殿	立法府トップ	簡易書留（本日発送）
③	石橋通宏先生	野党（立憲民主党）	簡易書留（本日発送）
④	橋本岳先生	与党（自民党）	メール（4月27日）
⑤	自見はなこ先生	与党（自民党）	メール（4月27日）

【参照資料】

- ・ <https://kunsei.com/archives/765> (プベルル酸 5 機関文書なし)
- ・ <https://kunsei.com/archives/773> (企業名公表 文書なし)
- ・ 厚労省発健生 0919 第 2 号・厚労省発健生 0805 第 2 号
- ・ 衛研発第 0926001 号・衛研発第 0306002 号
- ・ 大大保第 8033 号・8 消安第 236 号・消食基第 187 号他

▼【薫製倶楽部プレスリリース・シリーズ】

- ① 東京科学大学のプベルル酸研究に科学的疑義申立 (2026/3/10)
- ② 2024 年紅麴事件、大阪市保健所が収去していないことを確認 (2026/3/12)
- ③～⑤ プベルル酸の根拠不明 研究解説 1～3 (2026/3/13～17)
- ⑥ プベルル酸の使用根拠について主要報道機関 10 社へ疑義照会 (2026/3/18)
- ⑦ 刑事告発状の提出について (2026/3/19)
- ⑧～⑩ 動物実験を実施したのは小林製薬だった (前編・後編) (2026/3/19～23)
- ⑪ 小林製薬公表資料に基づく PK 試験データの整理 (2026/3/24)
- ⑫ 国立医薬品食品衛生研究所長を刑事告発 (2026/3/25)
- ⑬ コカ・コーラが示す食薬区分の本質 研究解説 10 (2026/3/27)
- ⑭ 厚労省健康・生活衛生局長を刑事告発 (2026/3/30)
- ⑮ 決定的証拠 小林製薬の標準品で小林製薬の検体を試験した (2026/3/31)
- ⑯ 収去記録の特定に 60 日一存在しないから探せない (2026/4/1)
- ⑰ 大阪市保健所は最大の被害者である (2026/4/2)
- ⑱ 収去なき断定の全体像 (2026/4/3)
- ⑲ 小林製薬紅麴コレステヘルプ a (G970) 消費者庁に行政不服審査請求 (2026/4/3)
- ⑳ 厚生労働省が公文書で判断放棄を確認 (2026/4/3)
- ㉑㉒ プベルル酸と誘導された経緯 調査報告 1・2 (2026/4/6～7)
- ㉓ 天然物の同定に時間がかかることは科学の常識である (2026/4/8)
- ㉔ カビの世界と利益相反—吉成文献への重大な疑問 (2026/4/9)
- ㉕～㉗ 我々紅麴業界に何が起こったか (2026/4/10～20)
- ㉘ 行政は本当にプベルル酸を同定できているのか その 1 (2026/4/21)
- ㉙ 行政は本当にプベルル酸を同定できているのか その 2 (2026/4/22)
- ㉚ 検体表が証明する同一性の欠如 (2026/4/23)

- ③7 九州大学今坂論文への疑義申立 (2026/4/24)
- ③8 大阪市保健所の回答の自己矛盾 (2026/4/25)
- ③9 農林水産省の回答の自己矛盾 (2026/4/26)
- ④0 自主点検はいつ、どのように行われたのか (2026/4/27)
- ④1 **小林製薬紅麹事件 プペルル酸の行政記録なし 5 機関文書不存在 (2026/4/28)**
- ④2 **衆参両院議長ほか国会議員 5 名に陳情書を送付 (2026/4/28)**

【会社概要】

会社名	株式会社薫製倶楽部 (倉敷花桜ハム)
代表者	代表取締役・薬剤師 森 雅昭
所在地	〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟 611-1
事業内容	薫製食品の製造・販売 (倉敷ソーセージ等)
ウェブサイト	https://kunsei.com
お問い合わせ	sales@kunsei.co.jp